

指定難病の医療費助成の有効期間延長について

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、指定難病の医療費助成の有効期間を自動で1年延長します。
この延長措置の対象となる受給者の令和2年度の更新申請の手続きは不要となります。**

- ◆ 対象者：令和2年9月30日に受給者証の有効期間が満了する方
- ◆ 延長後の有効期間の満了日：令和3年9月30日

- ✓ 長崎県では、現在受給者が使用している受給者証を引き続き使用することとし、有効期間を延長した受給者証の再発行は行いません。
- ✓ 対象者が受診した際に有効期間切れの受給者証を提示したときは、有効期間満了日の「令和2年9月30日」を「令和3年9月30日」に読み替えてください。

※令和2年7月以降に新規申請や受給者証の記載事項の変更に伴い新たに発行する受給者証の有効期間満了日は、「令和3年9月30日」とします。

※居住地によらず全国の方を対象として有効期間が1年間延長となります。

長崎県外の方も令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方は延長措置の対象となりますが、受給者証の再発行の有無や延長後の有効期間の満了日などは自治体により異なりますのでご注意ください。

<問合せ先>

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（電話：095-895-2496）